

研究ノート

日本の政策構想をめぐって（5） —前田正名とその時代を中心に—

寺岡 寛

1. 問題提起
2. 前田正名
3. 政策構想
 - (1) 興業意見
 - 1) 緒言
 - 2) 綱領（以上、第11巻第1号）
 - 3) 現況（以上、第11巻第2号）
 - 4) 原因
 - 5) 参考（以上、第12巻第1号）
 - 6) 精神
 - 7) 国力（以上、第12巻第2号）
 - 8) 地方（以下、本号）
 - (a) 畿内
 - (b) 東海道・上
 - (c) 東海道・下
 - (d) 東山道
 - (e) 北陸道
 - (f) 山陰道
 - (g) 山陽道（以下、次号）
 - (h) 西海道
 - (i) 北海道
 - (j) その他
 - (2) 政策構想
4. 政策評価

キーワード：地方、勧業、粗製濫造、直輸出、松方デフレ

3. 政策構想

(1) 興業意見

8) 地方

『定本』の巻15「地方」は¹⁾、「地方一・摘要」として畿内（京都府、大阪府、兵庫県）、東海道（三重、愛知県、静岡県、山梨県、神奈川県、東京府、埼玉県、千葉県、茨城県）、東山道（滋賀県、岐阜県、長野県、群馬県、栃木県、福島県、宮城県、岩手県、秋田県、青森県、山形県）、北陸道（福井県、石川県、富山県、新潟県）、山陰道（鳥取県、島根県）、山陽道（岡山県、広島県、山口県）、南海道（和歌県、徳島県、愛媛県、高知県）、西海道（福岡県、大分県、長崎県、佐賀県、熊本県、鹿児島県、宮崎県）、北海道（函館県、札幌県、根室県）の地域分布にそって、各地における産業の現状、産業振興の方向、主要產品の10年後の見込みなどを取り上げている。

巻16以下は巻15の各地の摘要（＝概要）を受けて、各地における産業動向についての統計、現状、さらには採用すべき政策などを詳細に取り上げている。具体的な構成は巻16「地方二」（畿内—京都府、大阪府、兵庫県）、巻17「地方三」（東海道上—三重県、愛知県、静岡県、山梨県、神奈川県）、巻18「地方四」（東海道下—東京府、埼玉県、千葉県、茨城県）、巻19「地方五」（東山道上—滋賀県、岐阜県、長野県、群馬県、栃木県）、巻20「地方六」（東山道下—福島県、宮城県、岩手県、秋田県、青森県、山形県）、巻21「地方七」（北陸道—福井県、石川県、富山県、新潟県）、巻22「地方八」（山陰道—鳥取県、島根県）、巻23「地方九」（山陽道—岡山県、広島県、山口県）、巻24「地方十」（南海道—和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県）、巻25「地方十一」（西海道—福岡県、大分県、長崎県、佐賀県、熊本県、鹿児島県、宮崎県）、巻26「地方十二」（北海道—函館県、札幌県、根室県）、巻27「地方十三」（各府県農商工業損益及金融比較一覧表）、巻28「方針一」（農商工部）、巻29「方針二」（庶務部）となっている。

以下では、前田の地域分類にしたがって、それぞれの地域における産業動向、産業振興の方向などについて取り上げるものとする。

(a) 畿内

巻16では各地域の摘要を紹介している。

(a-1) 京都府

前田は京都府（当時は人口約85万人）の現状について「農工商何レモ衰頗疲弊太甚シ。若シ今日ノ儘ニ放任シ置カハ、今ヨリ約ソ三四年ノ後ニ至リ測ル可ラサルノ困難ニ陷ラン」というように²⁾厳しい評価を下している。このうち、織物などについては、「織物及ヒ農産製造物中生糸、製茶ノ如キハ、昔時ノ統計ヲ得ルニ道ナキヲ以テ、之ヲ考証スルニ由ナシ。其他ノ物品今日ト二十年前トヲ比較スルニ、概シテ其生産額ハ増加セリト雖モ、近年世上一般ノ不景気ニヨリ、販路閉

塞為ニ価格ハ却テ減少セリ」³⁾と述べる。この背景は松方のデフレ政策による米価の低落、士族の苦境、商業の不振にも連動していた。前田は「府下ノ現況実ニ此ノ如シ。因テ挽回維持ノ良策ヲ講スルハ、目下勧業上最急ノ要務トス」⁴⁾として、「京都府勧業要務摘要」では、琵琶湖水を京都に疎通すること、西陣織の濫造への対応策として製品検査など、染工場の設立、丹後縮緬の振興、製茶の直接貿易の振興、養蚕の同業組合、職工学校や農学校設立などを掲げている。

卷16では京都府に関して織物統計として紋織、生紋、羽二重、縮緬、博多などが紹介されている。また、丹後縮緬の総産額については、「上」「中」「下」という「品位」別に経年変化が、また、地区別にその織機数と職工人員数が掲げられた。製茶、繭、製糸も紹介されている。これらの産業のほとんどは明治16[1883]年に急落を経験している。

このあとに既述の琵琶湖疎通のことなどが詳述される。項目だけを紹介しておく。第一「琵琶湖水ヲ京都市中ニ疎通スル事」、第二「西陣織物業者ノ検束法ヲ設ケル事」、第三「染法ヲ改良スル事」、第四「丹後縮緬ヲ改良シ及ヒ其増殖ヲ計ル事」、第五「製茶価格ノ低落ヲ挽回スル事」、第六「蚕糸ノ改良増殖ヲ計ル事」、第七「書学校ヲ拡張スヘキ事」、第八「職工学校ヲ設置スル事」。職工学校設置については、「学テ之ヲ得タルモノニ非サレハ、又之ヲ他人ニ伝フルコトヲ得ス。且其工業者ハ学術上ノ教育ヲ受ケサルヲ以テ、其氣質概ネ懦弱ニシテ、今日ノ如キ衰頽ニ傾クノ際ニ在リテモ之レカ挽回ノ策ヲ講シ、……先ス職工学校ヲ設立シ、之ニ充分ノ教育ヲ受ケシメ、学術ノ力ヲ与フルニ在ルノミ」⁵⁾とその理由が指摘された。第九は「農学校ヲ設置スル事」。

さらに、「重要物産中一層ノ進歩ヲ促ス為メ要スル資金」ということで、とくにつぎの項目が指摘された。「西陣織物改良ノ事」では「将来該業ノ繁盛ヲ図ラントスレハ織物市場ヲ開設シ、製品ノ売買ヲ専ラ此ニ於テ為サシメ、兼テ其品位ヲ検査スルヲ以テ最モ適切ナリトス。……市場ヲ開設シテ若干万円ノ資本ヲ備ヘ、各自ノ製品ヲ領置シテ其代償ノ幾分ヲ貸与シ、且製品ハ總テ此場ニ於テ売買セシムル法ヲ設ケ、兼テ手形取引ノ道ヲ開キ、資金ヲ融通シ、販売ヲ公ケナラシムルヨリ適切ナルモノナキカ如シ」⁶⁾。「染法改良ノ事」では16万円、「丹後縮緬改良ノ事」では東京や大阪にも問屋をおく必要から約43万円が必要であると見積られた。「製茶改良ノ事」では再製荷造所の設置と直接貿易振興のために60万円、「蚕糸ノ事」で4千円、「書学校拡張ノ事」で約10万円が必要であると指摘された。前田はこうした予算的措置が行われれば、今後10年間にどの程度の発展がみられるかについて予測している。具体的には丹後縮緬（明治17[1884]年の41万9,966円→明治26[1893]年の79万1,792円）、製茶（同351万2,673斤→532万9,010斤）、生糸（同83万1,229斤→166万2,258斤）とされた。

つぎに前田は「農家収穫米販売上ノ利害及ヒ粗悪ニナリシ事」を論じた。内容は「米品ヲ損シ俵造ノ粗悪ニナリシ事」「自然奢侈ノ風習ニ流レ、隨テ怠慢ノ心ヲ生セシ事」「収穫米売急キノ為メ価格ヲ低落シ、収入ヲ減スル事」「農家ノ盛衰ヲ速カナラシムル事、……金納ノ制度モ亦其一原因タルモノノ如シ。何トレハ金納制度ニヨルトキハ米価高低ノ利害ハ一二納者ノ負担ニ帰ス

ルヲ以テ、常ニ其用意ナカルヘカラサルモ、農家一般經濟ノ理ニ通セス、十中八九ハ米価昇騰ノ日ニ於テハ利益ノ多キニ乘シテ日ニ奢侈ニ流レ、……徒ニ負債ヲ重ヌルモノ……近年農家ノ産ヲ破り家ヲ傾クルモノ相続キ、而シテ其破産傾家スルモノ小農ニ少クシテ中農以上ニ多キハ、即チ其証ナリ」⁷⁾。

(a-2) 大阪府

大阪府についても京都府と同様に冒頭で戸数や人口、主要農工産物のデータを掲げてから、第一「職工取締ノ事」では江戸期の秩序が崩壊し、「賃金ヲ強請シ、或ハ権理ヲ主張シテ其師命ヲ拒ミ、……受業者雇主ノ迷惑ハ措テ顧ミス。実ニ工場ノ盛衰存続ハ職工ノ掌中ニ在ルカ如シ。……工業者ノ不利益蓋シ之ヨリ甚シキハナシ。是レ職工ノ取締ヲ要スル所以ナリ」⁸⁾と前田は述べた。第二は粗製濫造のために改良が必要とされた「製茶ノ事」、第三は当時、畿内の物資輸送に大きな役割を果たしていた河川の砂防工事が必要であった「運輸ノ事」であった。第四は「製糸ノ事」、第五は「砂糖ノ事」であった。前田が掲げた統計数字からみると、製茶や砂糖は明治16[1883]年に急落したものの、製糸は順調に伸びていた。

農商工の現状分については、「農商工ニ係ル現行法律ノ影響及ヒ将来法律ヲ要スル情況（実状）」で「本年第五号公布ヲ以テ民事訴訟印紙規則ヲ貼用シタル上ニ、万一訴訟起スニ至レハ又之ニ応スルノ印紙ヲ用ヒサルヲ得ス。故ニ勢ヒ商況ニ減糸出ヲ願ハスニ至レリ。……一体商業上ノ裁判ノ如キハ、勝敗共ニ瞬速ヲ要スルモノナルニ、斯ク遷延ノ為メニ其不便ヲ釀出スルニ至レリ。又将来ニ最モ希望スルモノハ商法ノ發布ニアリ。夫レ今日我邦ノ商業タル、所謂放漫隨意ニシテ法規律令ノ依ルヘキモノ少ナク、今日現行法規ハ恰モ支離トシテ連接セス。……商法ノ一ト發布セラルルヤ、第一ニ開陳セシ諸項ノ不便ハ定メテ冰釈スヘク、又会社法等ノ如キ隨テ舉行セラルヘシ。是ヲ以テ本法ノ全成スルニ及ハハ、現行法規ノ整頓スル期シテ待ツヘキナリ。……」⁹⁾と問題され、このほかにも運輸規則、保険、専売免許、年季法などについてもふれられた。

「農商工金融ノ実況」の項では、国私立銀行其他貯金の出納額からみる限り、金融情況は明治16[1883]年に急増していた。前田はこれを「十五年十六年ノ交ヨリ開業シタルモノ多キヲ以テ致シタル処」¹⁰⁾ととらえるとともに、利子率に関しては「米銀利子ハ正ニ十五年末ヨリ十六年初メニ於テ其低落ヲ顯ハシ、公債ハ之ニ反シ、十六年初ニ及ヒテ始メテ其高価ヲ示セリ。……故ニ銀化先ツ感シ、米価之レニ次キ、利子之レニ次キ、遂ニ公債ノ騰貴ヲシテ益々件鞏固ナラシメタリ」¹¹⁾とみた。「農商工ノ事業盛衰ノ実況」では松方デフレの影響を、その以前において「農民俄カニ其富ヲ増シ、農況自ラ隆盛ヲ極メタリ」であったものの、「地価非常ニ低落シ、……水害等アリテ、為メニ養水灌漑費ヲ増シ、……各村至ル処負債ヲ超ササルナシ。誠ニ見ルニ忍ヒサルノ情況ナリ。斯ク十五年以来疲弊ノ極度ニ達セシヲ以テ、十数年ノ豊作ヲ得ルニ非サレハ容易ニ回復スルノ見込ナシ」¹²⁾と指摘した。主要物産については、価格は低落した。この背景は既

述のように松方デフレにある。すなわち、「商業上十四年十五年ノ景況ニ溯リテ之ヲ案スルニ、此ノ年度ニ於テハ稍ク流通貨幣ノ市場ノ汎溢ニ、銀貨ノ膨張ハ遂ニ其極度ニ達シ、収縮ノ姿ニ迫ラントスルノ際ニ遇ヒ、物価隨テ低落ノ勢ヲ馴致シ、不景気ノ歎声ハ正ニ顯出スルニ至リ……」¹³⁾。

「農家収穫米販売ノ利害及ヒ便否ノ実況」では現状についてつぎの3点が指摘された¹⁴⁾。①「金融便利ノ為メニ貯蓄念ヲ薄カラシムルコト」、②「商機ノ迂闊ナルカ為メニ、販売上ニ不利多キコト」、③「紛糾乾燥俵造等ノ粗悪ニナリシコト」、④「青田ノ内ヨリ売買ヲナシ、米価ノ標準ヲ失スルコト」、⑤「小作地主ノ間約束アルト雖モ、動モスレハ紛擾ヲ生シ易キ事」。

(a-3) 兵庫県

当時の兵庫県の人口は約145万人であった。前田は「兵庫県下ニ於テ勧業上最急務中、最モ急ヲ要スルモノハ生糸、茶、藍、綿、酒、醤油、刃物、柳行李ノ九種ナリ」と総論を述べ、その後各論を展開した。各論において共通するのは、粗製濫造防止と組合の結成の必要性、輸入代替と輸出増進、品評会の開催などであった。各項目を紹介しておくとつぎのようになる。

第一「蚕糸製造ノ衰微ヲ挽回シ兼テ共販売法ヲ改正スル事」、第二「製茶ノ改良ヲ図リ、兼テ販路ヲ拡張シ其弊害ヲ除ク事」、第三「製藍法ヲ改良シ外国輸入ヲ防遏シテ其挽回ヲ謀ル事」、第四「綿ノ品位ヲ上進シ以テ其価値ヲ兼ナラシメ之カ衰微ヲ恢復スル事」、第五「木綿ノ衰微ヲ救フ事」、第六「清酒ノ衰微ヲ挽回スルハ、取引方、・・・醸造室等ヲ改良スルニアル事」、第七「醤油ノ醸造法ニ注意シ益々販路ヲ開ク事」、第八「刃物ノ製作ヲ精良ニシ、其衰微ヲ挽回スル事」、第九「柳行李ノ製造ニ注意シ販路ヲ拡張シテ其產出ヲ謀ル事」、第十「水産繁殖ヲ計画シ条例方法等ヲ設ケテ漁村ノ弊ヲ矯正スル事」、第十一「山林ノ繁茂ヲ謀ル事」。

ここに掲げられた物産のうち、龍（竜）野の醤油や三木の刃物、西宮の清酒はいまも兵庫県の地場産業として大きな位置を占めている。たとえば、前田は刃物に関しては「即今ノ衰極ニ陥リシハ、又営業者ノ責ニ帰セサルヲ得サルモノアリ。如何トナレハ、従前ニ於テハ能ク其衰運ヲ忍耐シテ物品ヲ維持シ、信用ヲ失セサリシカ、世運ノ開明ニ隨ヒ、人智漸ク怜憐ニ流レ、競争シテ販路ヲ求メ、只低廉之レ主トシ、製造品ノ精粗奈何ヲ顧ミス、明治十三年ニ至テハ、固有精鍊ノ資料ヲ廃シ、専ラ粗悪低廉ノ西洋鋼鉄ヲ以テ製造スル者アリ。此製品タルヤ粗悪ナルハ素ヨリ論ナシト雖モ……」¹⁵⁾と現状分析を行った。

さらに前田は「蚕糸ニ関スル件」「木綿、柳行李、刃物ニ関スル件」においてこうした業種の振興において必要とされる資金を掲げている。また、「生糸今後十年間ノ見込」でも具体的な計画数字が記されている。最後に「農家収穫米販売ノ利害及ヒ便否ノ実況」で、前田は第一「農家奢侈ニ流レタル事」、第二「米価ヲ壳崩ス事」、第三「地租ヲ怠納スル事」、第四「米質粗悪ニ流レ、米搗俵造ノ粗略ニナリタル事」で問題点を指摘しつつ、最後に政府主導の必要性を強く主張した。すなわち、「(民間の一引用者注) 固ヨリ結合ノ力ニ乏シク、約決シテ行シテ行ハル可カラス。故

ニ政府ニ於テ充分之ヲ検束シ、之ヲ保護セラレンコトヲ検束シ、之ヲ保護セラレンコトヲ要スルナリ」¹⁶⁾。

(b) 東海道・上

(b-1) 三重県

三重県は当時、人口約86万人であった。業種別振興策は畿内とほぼ同様に、第一「製茶ヲ改良シ其販路ヲ拡張セシムル事」で「三重県下勧業上ノ要務中最モ急ヲ要スルモノハ製茶ナリ」と製茶振興が強調された。ただし、当時の三重県の物産価格からすると、いうまでもなく米が最大であり、ついで麦、種油、酒、そして茶となっていた。他の物産については、大豆、甘薯、藍葉、繭、生糸、実綿、木綿織物、製糖、醤油、鰹節、干鰯、海参、石花菜、陶器、漆器、壺屋紙、小紋形紙の生産額が記されている。

製茶についてはさらに、第一「製茶ノ事」で「此業ニ從事セル製茶会社ナルモノアリ。該社設立ノ起因ハ、近年製茶ノ粗製濫造大ニ世ニ行ハレシヨリ相場著シク変動シ、自然危險的ノ営業トナリ、地方ノ生産者ハ安全栽培製造スル能ハス、資財アル商人ハ往々其業ヲ転シ、無資ノ奸商其虛ニ乗シテ出没横行シ、隋テ弊害百出……故ニ當業有志者等大ニ之ヲ慨歎シ、客年二月中同業者会合ノ決議ヲ以テ製茶改良ノ策ヲ三重県庁ニ建議セリ。是ニ於テ該県庁モ亦之ヲ勧奨誘導シ、改良組合ヲ設テ規約ヲ結ハシメ、稍ク改良ノ緒ニ就クヲ得タリ。然レトモ其販路ハ從来横浜神戸在留外商ニ売込ノ一途アルノミ。……且外商ハ其品質ヲ虚飾センカ為メ着色再製ヲナシ、……海外直輸販売ノ方法ヲ開クニ非ラスンハ、畢竟詮ナク、将来其製茶ノ衰微ヲ回復スル能ハサルナリト衆議一決、遂ニ一社ヲ設立シ名ケテ三重県製茶会社ト云フ」¹⁷⁾と前田の持論である直接輸出の必要性が強調された。

「重要物産中一層ノ進歩ヲ促カス為メ要スル資金」については、「三重県製茶会社ハ皆累年損敗ノ弊ヲ享ケ、加之近年世上一般ノ不景気ヨリ金融ノ途彌……」¹⁸⁾ というようにその捻出が困難である事情が紹介され、また、輸出にかかる問題点については、「第一、該県下営業者中貿易上ニ於テ経験智識ニ乏シク、之ニ当ヘキ人物ヲ得カタキコト。第二、資金ヲ備テ巨額ノ製茶ヲ買入レル時ハ、横浜神戸ノ市場ヲ頼ミテ自然売惜ミノ強気ヲ生シ、地方相場ヲ騰貴セシメ、其割合横浜神戸ノ売買相場ヨリ却テ高貴ナル製茶ヲ買入レサルヘカラサル勢ニ至ル恐レアルコト。第三、微力ナル合集体ノ会社ニシテ巨額ノ資金ヲ貸与シ之ヲ負担セシムル時ハ、其損益ノ痛痒自然ニ切ナラス、却テ勤儉ノ念慮ヲ薄クシ隨テ弊害百出スルノ恐レアルコト」¹⁹⁾ と述べ、国の政策に関しては「荷為替の利便ヲ与ルカ如キハ、該県下製茶ニ対シテハ欠ク可ラサル必適ノ保護ト信ス」²⁰⁾ とした。今後の製茶産額の計画については明治18[1885]年の代価高11万9,700円から明治27[1894]年の42万9,000円へと数字が紹介された。

「農商工ニ係ル現行法律ノ影響及ヒ将来法律ヲ要スル情況」については「特ニ記スヘキ程ノ感

ヲ起サス」²¹⁾、「農商工ノ実況」では「概シテ之ヲ云へハ、十四、十五両年ヨリ十六、十七両年ニ於テ融通金ノ減スルコト凡ソ三分ノ一ニ至リタリ。又金銭ノ運転ハ緩ナリ」²²⁾と分析され、「農商工ノ事業盛衰ノ実況」では当時の松方デフレ下の不況情況が紹介された。「農家収穫米販売上ノ利害及ヒ便否ノ実況」では「地租金納ノ制ヲ定メラレルヤ農家米穀ノ販売ハ適宜ニシテ便利ナリト雖モ、之カ為メ種々ノ弊害ヲ生スルコトナキニ非ラス。・・・・農家金融ノ便否開塞ハ重ニ穀価ノ高低ニ係リ、売買上ノ便否ニ関シテ其影響スル甚タ鮮キカ如シ、・・・・品質儀共ニ粗悪ニ流レタルハ、今日之ヲ改良スルハ勧業上緊急ノ事タリ。・・・・以上ノ弊害ハ到底法律規則ヲ設ケテ之ヲ検束スヘキモノニアラス、故ニ唯人民ヲ勧励誘掖シテ改良組合等ヲ設ケ、自カラ進テ之ヲ改良矯正セシムルノ外他策ナキニ似タリ」²³⁾と前田は論じた。

(b-2) 愛知県

愛知県の人口は当時、約138万人であった。概要としては「蚕糸、製茶、陶器、扇子、産馬、織物ノ六品」が振興対象として挙げられ、このうち蚕糸、製茶、陶器、扇子の4業種が衰退しているととらえられていた。項目の第一から第六まではこうした業種の問題点が簡潔に取り上げられた。具体的には、「粗製」「粗製乱売」の「弊風ヲ矯正改良」すること、器械化の必要性、技術知識をもつ人材の登用などが指摘された。このあと、さらにこれらの業種について、その改良に「最急ニ着手セサルヘカサルモノ」が列記された。愛知県において重要業種となる織物、蚕糸、製茶、陶器についてみておこう。

織物については、「年々産額増加スルニ隨ヒ一般漸ク改良ノ緊要ナルヲ悟リ、稍々其緒ニ就クニ際シ価格頓カニ低落シ、之レカ為メ該業者非常ノ損失ヲ蒙リ、休業或ハ廃業ヲナスニ至ル者陸続トシテ絶エス、其情況實ニ聞クニ堪ヘサルモノアリ。・・・・世上一般金融閉塞ノ今日ナルヲ以テ、猶ホ未タ從前資本ノ半タモ復スルコト能ハス。・・・・資金ノ十分ナラサルト販路ノ壅塞セルトニヨリ一朝之ヲ挽回スル能ハス。為メニ産額ヲ減少スル亦尠ナカラサルナリ」²⁴⁾と現状を紹介した上で、愛知県下の織物業は農家の副業的であり、專業者は必ずしも多くなく、それゆえに「職工中率先シテ物品改良ニ汲々タル者ヲ誘掖シ各製産者ノ模範タラシメ、其習弊洗除スシ其製品ヲ改新セハ販路ノ開通又難キニ非ラサルナリ・・・・」²⁵⁾とされた。蚕糸の振興方向については、「製糸家中ニ於テ最有為ノ者ニ對シ之ニ与フルニ充分ノ資金ヲ以テシ、而シテ其ノ全力ヲ振ヒ益々良好ノ蚕糸ヲ製セシメ、之ヲ一般ノ模範トナシ、同業者ヲシテ進取ノ氣象ヲ発起セシムルニアリ」²⁶⁾と指摘する一方、製茶に関しては品質の向上が重要視された。

陶器については、その現状を「累年価格大ニ低落シ製産家ハ各資金ノ幾分ヲ損耗シ、為メニ意外ノ困難ヲ生シ、休業或ハ廃業スルモノ亦少ナカラス」と分析した上で、瀬戸での組合活動にふれた。すなわち、「尾張国東春日井群瀬戸村ニ於テハ、昨十六年ニ至リ共同団結陶工磁工ノ両組ヲ組織シ、又陶器館ヲ建築シテ古今ノ製品ヲ陳列シ、其遊優劣ヲ評騰シテ各自ノ意匠ヲ進メ、之ヲ見本トシテ衆庶ノ便覽ニ供ヘ、・・・・之ニ加フルニ製造化学・・・・熟達ノ者ヲ雇聘シ、益々

製品改良ニ歩ヲ進メシメハ、其全力ヲ振フニ至ルヤ期シテ見ルヘキナリ。・・・・既ニ同業組合ヲ設ケ且十六年生徒ヲ募集シ、美術研究所ヲ設置シ・・・・製品ノ改良ヲ図リ、又目今ニ至リ陳列所ヲ敷設シ、瀬戸村陶磁器館ニ擬センコトヲ謀ル等振起ヲ企画スルノ氣力ナキニハアラサレトモ、資本ノ困難ニ至リテハ敢テ他ニ異ナルナキヲ如何セン。・・・・・²⁷⁾と指摘された。このほかにも、扇子、産馬についても取り上げられた。

(b-3) 静岡県

静岡県の人口は当時、約99万人であった。まず、「勧業上ノ要務中急ヲ要スルモノハ、疏水築港、製茶、蚕糸、砂糖ノ四業トス。就中該下今日ノ困難ヲ救済スルハ、製茶、養蚕ナドノ業ヲ盛大ニスルニアリトス」²⁸⁾とされた。具体的には疏水築港は大井川、天竜川、富士川、安部川、清水港、浜名港であり、製茶に関しては「製茶ノ品位ヲ進メ其価格ヲ保持スル事」「直輸荷為換ノ便法ヲ得テ之カ回復ヲ謀ル事」²⁹⁾、蚕糸は「養蚕ノ法ヲ改良シテ其蕃殖ヲ謀ル事」³⁰⁾、砂糖ハ「品質製造ヲ改良シテ蕃殖ヲ謀ル事」³¹⁾とされた。

このうち静岡の重要な産業となる製茶は「製茶ノ衰微ヲ挽回スルニハ直接輸出ヲ誇り荷為替ノ便ヲ開クヘキ事」で、「近來茶価格頓ニ低落シ年一年ニ衰微ヲ顯サントシ、・・・・蓋シ直輸ノ道ヲ謀ラス、只居留地外商ニ放棄シ其利益ヲ外商ニ遮断セラルルニ職由スヘシ。願フニ此衰微ヲ挽回シ之カ聲価ヲ回復センニハ、製造方ヲ改良シ貯蔵荷造ヲ完全ナラシメ、直輸ノ道ヲ謀ルニ在リトス。・・・・直輸ノ一点ニ於テハ人民ノ資力未タ之ニ当ルニ勝ヘサレハ、宜シク海外荷為替ノ便ヲ与ヘ保護ヲ加フヘシ。然レトモ其順序ヲ覆マサレハ多ク正鶴ヲ誤リ目的ヲ成シ得サルモノナレハ、速カニ其順序ヲ立テ目的ヲ達セシムルヲ至要トス」³²⁾と指摘された。製糸については、開港後に34箇所の製糸所が設置されたものの、「製方未タ其当ヲ得サルカ為メ一時衰微ヲ極メタリ」³³⁾という状況であった。この状況はその後の松方デフレの下での「金融梗塞」によってさらに悪化し、資金問題の解決が重要視された。

(b-4) 山梨県

山梨県の当時の人口は約41万人であった。他県と同様にここでも蚕糸の重要性が強調されるとともに、その問題点として「家蚕飼養法ヲ改良スル事」「蚕糸ノ品位ヲ進メ、海外需用者ニ信用ヲ厚クセシムル事」「蚕糸ノ產出額ヲ増加スル事」³⁴⁾が挙げられた。このためには資金が必要であることが指摘された。

(b-5) 神奈川県

神奈川県の当時の人口は約80万人であった。重要視された業種は製糸、織物、養蚕、製茶、漆器であった。この現況については、「其資金充足業務確実ニシテ将来ニ望アルハ養蚕、製糸、織物ノ三者ナリ。・・・・此三製造家ハ連年価値ノ下落ニ遭逢シ、資力ヲ消耗シテ本業ヲ休廃スル者尠カラス、而シテ目下本業ヲ継続スル者ノ実況ヲ観ルニ、皆望ミヲ将来ニ属シ今日ノ困難ヲ耐忍スル者ノ如シ。然リト雖モ其資金ハ已ニ欠乏ヲ告ケ・・・・蚕糸、織物、製造家ノ如キハ現ニ各

自本業ニ改良進歩ヲ加フルノ必須ナルヲ感悟シ、製品ノ改良ヲ勉ムルニ銳意ナリ。就中生糸ハ夙ニ提糸印紙ヲ發行シ製造家ヲシテ之ヲ巻用セシメ、八王子蚕糸改良協会ニ於テ之ヲ調査シ優劣其品位ヲ區別シ、之ニ精良品ノ印ヲ押スヲ以テ、・・・・」³⁵⁾と報告された。資金については、6箇所の製糸場の資金情況が紹介された。

(c) 東海道・下

(c-1) 東京府

東京府の当時の人口は約100万人であった。「東京府下ニ於テ勧業要務中ノ最急ヲ要スルモノハ糸、茶、漆器、製糖ノ四業」³⁶⁾とされ、「着手ノ順」では漆器、製茶、蚕糸、小笠原島製糖とされた。このうち、漆器の現況は「東京市中固有ノ產物ニシテ、蒔絵ト密着シテ既ニ歐米諸國ノ称贊スル所トナリシモ、近來漸ク粗造ニ流レ、大ニ声価ヲ損セリ。今ニシテ之レカ改良ヲ図ラサレハ、終ニ将来一產物ヲ摩滅セシムルノ外ナキヲ以テ、勉メテ堅緻ノ製作ヲ督励セサルヘカラス」³⁷⁾と紹介された。また、小笠原島糖業に関しては、「将来此町歩（三百町歩一引用者注）ニ栽培シテ余地ナカラシメハ、巨額ノ収益ヲ得ルニ至ルヤ疑ヒナシ。依テ益々誘掖保護ニシテ此目的ヲ達セサルヘカラス」³⁸⁾と指摘された。

(c-2) 埼玉県

埼玉県の当時の人口は約96万人であった。「急ヲ要スルモノハ」とされたのは蚕糸、製茶、織物類であった。蚕糸業界の問題は他府県と同様に価格の低落、資金の逼迫であり、「若シ今ヨリ桑園ノ栽培法及ヒ蚕糸ノ改良ニ着目シ、當業者ノ氣勢ヲ養成シ、漸次該業ヲ養成シ、漸次該業ヲ挽回シ、製糸ノ規模ヲ拡張シ、倍々其品等ヲ進メ、今後十年間ニシテ其產額ニ一倍ノ多キヲ加フルヲ得ルニ至ラハ、収益モ亦當サニ大ヒナルヘシ」³⁹⁾と指摘された。

各産業の振興方向についての分析の最後に、「勧業上ノ意向」として「埼玉県下ノ物産若クハ事業中、現今ノ儘ニ成シ置キ自ラ増進シテ、遂二十年後ニ至テハ地方ノ面目ヲ改ムル程ノ実力ヲ生シ得ルノ望ヲ属スヘキモノハ絶テナキカ如シ雖モ、爰ニ管下著名ノ物産ヲ挙レハ、米麦、大豆、甘薯、實綿、蚕糸、菜種、織物、紙等ニシテ、・・・・農工商イ向テ左ノ保護ヲ加フルハ、目下ノ急務ナルカ如シ。・・・・今急要トスル所ノ保護法ヲ挙クルコト左ノ如シ。目下農工商業上ニ要スル保護ノ条目。一、農工商ノ組伍ヲ設クル事。一、各地便宜ノ所ヲトシ倉庫ヲ設クル事。一、公益場ヲ設クル事。一、資金貸与ノ法ヲ立ツル事。一、市場取締法ヲ確認スル事。一、荷為替法ヲ充分ニ開ク事」⁴⁰⁾と指摘された。また、「埼玉県下ノ富ヲ致スニ最モ効力ノ著シカラ可キハ、独リ製糸、製茶ノ二業アルノミ。製糸業ハ近來金融渋滞シ、一旦資本ノ欠乏ヲ告ケショヲ減少スルニ至レリ。・・・・要スルニ保護為換ヲ施行シ資金ノ融通ヲ充分ニ自由ナラシメ、又海外直輸貿易ノ販路ノ暢達ヲ致サシメハ、・・・・」⁴¹⁾という問題点の指摘は他の府県と同様であった。

(c-3) 千葉県

千葉県の当時の人口は約112万人であった。「千葉県ニ於テ勧業上ノ要務中最モ急ヲ要スルモノハ、農業、漁業、開拓、造林、糸、茶、牧畜、疏水等ノコトトス……」⁴²⁾とされ、ここには醸造のことについて論じられていないが、各論では醸造のことについて「近来輸出ヲ謀ル者多シト聞ク。果シテ外人ノ需用ニ適セハ、従来ノ慣例必ス粗製濫造ノ弊害ヲ來シ、終ニ外人ノ信用ヲ失スルハ蚕糸其他ニ微シテ明ナリ」⁴³⁾と注意を促した。

千葉県についてはさまざまな産業の問題点と今後の振興方向がふれられているが、特に「開墾ノ事」「造林ノ事」については、詳細にわたって取り上げられた。さらに興味のあるのは「貯蓄ノ事」の項目が立てられたことである。すなわち、「一事業ヲ起サントシテ先ツ資本ニ窮シ、手ヲ拱シテ飢餓ニ迫リ小人窮スレハ、濫スルノ古訓ノ如ク罪ヲ窮シ刑ニ觸ルル亦憫然ナラスヤ。是レ患難疾病相救フ為メ、又資本蓄積ノ為メ勧業上貯金ノ法ナカルヘカラサル所以ナリ。而シテ各自貯金ノ高ヲ定ムルニ、我邦未タ財産調査ノ事ナク頗ル其目安ヲ立ルニ苦ム。因テ仮ニ国税（地租ニ限り）地方税ヲ以テ目安トシ、最低限ノ額ヲ以テ計ルモ、数十年後驚クヘキノ蓄積ヲナスコトヲ得。是レ豈忽カセニスヘケンヤ。宜シク其方法ヲ設ケ、人民ヲシテ遵守セシメサルヘカラス」⁴⁴⁾。

千葉県の場合、このほかにも割合と多くの頁が勧業について割かれた。「勧業上ノ意向」で「勧奨保護モ其道ヲ得サレハ徒勞ニ属ス。家毎ニ勧メ人毎ニ説キ一己ノ為シ得ラルル事業ニモ、政府直ニ資本ヲ貸与スルカ如キハ必シモ良法ニアラサルヘシ。然レトモ今日ノ如ク、農工商業共ニ不規則ニシテ且資本薄弱ナルニ、此儘放棄シ置カハ、到底進歩ノ望ナシ。勧奨保護ノ方法ハ数端アルヘシト雖モ、所謂共吟味ヲナシテ不正ノコトヲ施スヲ得サラシメ、相互ニ信用ヲ厚クシ、大小強弱相依リ相須テ成立セシムルコト肝要ナリ」⁴⁵⁾と一般論が述べられたあとで、「政府宜シク是点ニ向ヒ、従前地方固有ノ業體ヲ撰ヒ、其業ノ消長ハ地方ノ経済ニ関シ、全国ノ利害ニ係ルモノハ十分勧奨保護ヲ施ササルヘカラス。其方法順序ニ至リテハ、時ト場合トニヨリテ一定スヘカラサルハ一々茲ニ詳論セス」⁴⁶⁾と指摘された。

「農商工ニ係ル法律ノ影響及ヒ法律ノ影響及ヒ将来法律ヲ要スル状況」では、「身代限法」の不完全性、「会社条例ハ速カニ発布アランコト」などが重要視された。「農商工金融ノ実況」では米価低落などの影響にふれ、「農家収穫米販売上ノ利害及ヒ便否ノ実況」では「千葉県ニハ元来大取引ヲ為ス程ノ資産ヲ有スルモノ鮮ク、農家ノ収穫米ヲ銘々適宜ニ販売スルハ地方ノ慣習ニシテ、為メニ別段弊害アルヲ見ス」⁴⁷⁾とされた。

(c-4) 茨城県

茨城県の当時の人口は約92万人であった。「茨城県下ニ於テ勧業上要務中最モ急ヲ要スルモノハ、普通物産ニ於テ米麦ノ改良ナリ。特有物産ニ於テハ、製茶ノ声価回復、養蚕製糸ノ改良養殖、煙草、蒟蒻及ヒ漁業改良、水産ノ繁殖ヲ図ルニ在リ」⁴⁸⁾と冒頭で一般論が展開された後、第一「米麦」、第二「製茶」、第三「養蚕製糸」、第四「煙草」、第五「蒟蒻製粉」で各論が紹介された。

製茶については、茨城県も開港後の製茶輸出急増によって価格が高騰し、このため大量生産にかかる問題が生じていた。すなわち、「輸出又多ク価金愈々上騰ス……於是内外商機ノ繁急ヲ極ムルヨリ、仲買商等此間ニ走奔シ、機ニ投シ変ニ当リ、只利之レ諧リ品ノ精粗ヲ之レ選ハス、唯タ多額ノ売買之レ事トス。是ヲ以テ製茶粗濫ノ弊起り、襄ニ改良セシ字治幕摸習ノ精茶モ又茲ニ再変シ、或ハ他ノ木葉ヲ交和スルアリ、或ハ老葉ニ着色スルアリ、甚シキハ土砂ヲ混シ製茶ノ斤量ヲ増サントスルカ如キ惡習ヲ發生スルニ至ル。……常総二国ノ茶概シテ惡製ト看見倣サルルニ至ル。……倒産スル者陸續相踵ク。是ニ於テ人ニ浮虛ノ大利ヲ射ルヨリハ、寧口質実ノ小利ヲ常ニスルノ安穩ナルニ如カサルノ感想ヲ起シ、……明治十二年横浜ニ開設シタル繭糸製茶共進会ニ於テ、……有志者率先各郡村ニ茶業集談会ヲ開キ、利害ノ関スル所ヲ討議講究シ、専ラ改良ヲ前途二期スルアリ。或ハ会社ヲ結ヒ或ハ組合約束ヲ設ケ各々名称ヲ異ニシテ一ニ主義ヲ改良ニ取ルモノ該県管下ニ五ヶ所アルニ至ル。同年八月該県下蚕茶共進会ヲ開キ、傍ラ集談会ヲ設ケ官民ノ氣脈ヲ通シ宿幣洗除ヲ務メタリ。是ニ及テ殆ント正製回復ヲ氣勢ヲ生スルニ至ルト雖モ、尚ホ或ハ退歩シ不正茶産出ノ恐レナキヲ得サルナリ。（中略）本年三月茶業組合準則ヲ發スルニ乘シ、県庁當業者ヲシテ組合規約ヲ評定セシメ、同年四月其規約ヲ許可シ、茶業取締所ヲ中央新治郡石岡町ニ置クト雖モ、創始日浅ク、實地ニ幾分ノ業界ヲ現セシモ未タ一年ノ経験ナキヲ以テ、其利害ヲ見ルニ遑アラス。然レモ其主法ニ於ケル、果シテ改良ノ途ニ上ルノ端緒ヲ開キシヤ疑ヒナシ。……尚ハ其組合ニ入ラスシテ製茶ヲナスモノ多シ。或ハ茶ヲ営業スルモノハ、茶業組合委員又ハ総代連署ノ上出願セシムモノトセハ、遂ニ遺脱者ナキヲ見ルニ至ランカ。只憂フ、八千万余ノ當業者ヲシテ結束ノ煩雜ニ困セシムノ恐レアリ」⁴⁹⁾と開港後の茶業での粗製濫造問題と対応策の困難性が紹介された。

同様の問題は「養蚕製糸改良繁殖ノ事」でも指摘され、「製糸同業者規約ノ設ケヲ要スル所以ナリ」⁵⁰⁾とされた。「煙草栽培乾燥法ヲ改良スル事」では、現状を「旧水戸藩ノ當時ニアリテハ二年若クハ三年ノ間に於テ必ス国府種ヲ遠ク大隈国ヨリ取寄セ之ヲ產地ノ耕作者ニ領与シ、傍ラ乾燥方ノ如キモ懸勲ニ指示シタルヲ以テ殊ニ良薬ヲ出シ、大ニ世上ノ信用ヲ博シタルナリ、而シテ今ヤ然ラス。多ク地生ノ種ヲ用ヒテ遼ク之ヲ他ニ取ラス。……栽培乾燥ノ不注意ナルヨリシテ変色ノ不良薬ヲ産シ、労費相值ハス、損失ヲ蒙ルモノ有ルニ至レリ」⁵¹⁾と紹介された。今後の政策方向は「耕作者ヲ獎励保護スルノ要ハ、第一種子ノ交換、第二肥料ノ製、第三栽培乾燥方ノ改良ヲ主トシテ、乃チ前途十年ヲ期シ品位ノ上進繁殖ヲ図ラントスルニアリ」⁵²⁾と指摘された。「蒟蒻製粉法ヲ改良シ繁殖ヲ図ル事」では、旧水戸藩の保護の下で発達を遂げた同産業が「維新意向右保護ノ制一タヒ解ルヤ、郡ノ有志其組織ニ倣ヒ、同郡大子村ニ一ノ会社ヲ起シ遺業ヲ継続セリト雖モ、上ニ之カ裁制ナク下之ヲ統括スルノ適當者ナキヲ以テ、古来ノ良習美慣ハ一時蕩然地ヲ掃ヒ、生産者ハ目前ノ小利ニ眩惑シテ粗製濫造ヲ極メ、輸出ヲ主トスルノ商人ヲ販路ヲ争フテ奸点手段ヲ施シ年々顧主ノ信用ヲ失フニ至レリ」⁵³⁾という状況にあり、「先ツ茲ニ一つノ組合仕法ヲ起

シテ以テ仲買商ト栽培者トノ間ヲ融和シ、以テ蒟蒻粉及ヒ冰蒟ノ粗濫ヲ改良シ、而シテ販路ノ信用ヲ回復シ、次テ栽培者資金ノ運用常ニ渋滞ナキヲ要シ其元氣ヲ作与スルトキハ、荒地ハ漸次墾開シテ販路ノ拡張期シテ待ツヘシ。乃チ前途十年間一二改良ヲ主トシテ年ヲ遂ヒ産額価値ノ増殖ヲ図ルニアリ」⁵⁴⁾と解決すべき課題が示された。「水産繁殖ヲ図ル事」では今後10年程度の「漁業改良」の必要性が強調された。卷末には今後10年間の茨城県の主要産額の「見込み」が郡別に詳しく紹介された。

(d) 東山道

卷19「地方五」で東山道（上）で滋賀県、岐阜県、長野県、群馬県、栃木県が取り上げられた。卷20「地方六」で東山道（下）が取り上げられ、福島県、宮城県、岩手県、秋田県、青森県、山形県の実情が紹介された。

(d-1) 滋賀県

滋賀県の当時の人口は65万人ほどであった。最初に第一「蚕糸ノ衰微ヲ挽回シ、且ツ從来手続ニ係ル粗糸ヲ改良シ、愈海外輸出ヲ盛ナラシムル事」、第二「製茶ノ濫造ヲ嚴禁シ、海外ノ消磨者ニ向テ信用ヲ厚クシ、併セテ製糸者ノ衰微ヲ挽回セシムル事」、第三「縮緬麻布ノ販路ヲ拡張セシムル事」というように滋賀県の主要産業の振興方向が冒頭で示された。この背景には、「県下ノ製茶家ト云ヒ、製糸家ト云ヒ、共ニ製品ノ改良ニ熱心シ務メテ海外輸出ヲ経営セルノミナラス、其産額ノ如キモ近年大ニ増進セシタルノ実績アルモ、如何セン累年銀貨ノ変動ト価格ノ低落ニ遭遇シ、不知不識各自ノ資金ヲ欠損シ、遂ニ目今事業上ニ非常ノ困難ヲ釀シ、為メニ一時休廃セントスルモノアルニ至レリ」⁵⁵⁾という状況があった。いずれにせよ、ここでも粗製濫造の取締りの必要性が指摘された。また、「重要物産中一層ノ進歩ヲ促スカ為メ要スル資金並状況」では、「工場会社」別に具体的な資金が列記された。

(d-2) 岐阜県

岐阜県の当時の人口は約88万人であった。「勧業上ノ要務中最モ急ヲ要スルモノ」としてつぎの9項目が挙げられた。第一「製糸家ノ衰微ヲ挽回シ、併セテ製糸ノ品位ヲ改良スル事」、第二「製茶ヲ改良スル事」、第三「養蚕ヲ進歩セシムル事」、第四「山林ノ衰状ヲ挽回スル事」、第五「製紙ヲ改良シ、販路ヲ拡張スル事」、第六「陶器ノ販路ヲ拡張スル事」、第七「織物ノ品質ヲ善良ナラシムル事」、第八「稻米ノ品位ヲ改進スル事」、第九「物貨ノ運送ヲ開通安全ナラシムル事」。製糸や製茶は他の地域と同様であるが、陶器は岐阜県の特徴として注目されている。

岐阜県のマクロ的状況としては「農商工金融ノ実況」では、岐阜県でも「明治十四、十五ノ両年ハ金員流通高一時頗ル饒カナリシモ、運転其度ニ過キテ遂ニ今日ハ甚シキ逼迫ニ陥レルモノノ如シ」⁵⁶⁾と報告された。具体的な問題としては「農商工ノ事業盛衰ノ実況」で「明治十四、十五の両年は米麦其他雜穀の価格未タ低カラサルヲ以テ、充分ノ肥料ヲ供用スルコトヲ得タレトモ、十

六、十七ノ兩年ニ至リテハ、穀価漸ク下リテ耕転ノ勞賃スラモ償フ能ハサルヲ以テ、肥料ヲ購入スルノ余力ヲ存セス」⁵⁷⁾とされた。「農家収穫米販売上ノ利害及便否ノ実況」では共進会なども紹介された。

(d-3) 長野県

長野県の当時の人口は約104万人であった。長野県の勧業上の課題は「製糸ノ恢復、養蚕及ヒ蚕種ノ改良、産馬ノ改良増殖、原野開拓及ヒ開田是レナリ」であり、この他にも製麻、製紙、煙草の振興も挙げられた。

第一「蚕糸製造ノ衰微ヲ挽回シ兼テ改良増殖ヲ図ル事」では「其一 荷為換前金ヲ貸与スル事」「其二 同業者ヲシテ団結セシムル事」、第二「養蚕及蚕種ヲ改良増殖スル事」では「飼養方法ノ如キ大ニ改良ニ熱心シ稍々進歩ヲ為シタル地方少カラスト雖モ、概論スレハ尚ホ旧慣ニ拘泥シ、敢テ改革競進ノ念ヲ抱カサル者ノ如シ。故ニ養蚕家ノ士氣モ亦一進一退ノ間ニ在リ。是レ其ノ氣勢ヲ鼓舞シ、充分奮起セシメサル可カラス」、第三「産馬ノ改良反蕃殖ヲ図ル事」では「産馬ハ信濃ノ特産」であることから事業拡張の必要性が、第四「原野開墾及開田ノ事」では「其地利及ヒ起業ノ模様實際適當ナルヲ以テ、之カ保護ヲ要スルハ亦最急ナリトス」⁵⁸⁾、第五「製麻ノ改良ヲ図リ販路ヲ拡張ス」では、「第一適宜製産者ヲ團結セシメ、第二製麻器械ヲ使用シ、第三適當ノ使用方法ヲ考究スルニアリ」、第六「紙ノ製造方ヲ改良シ声価ヲ得セシムル事」では「畢竟當業者タルモノ進取ノ氣象ニ乏シク、概ネ旧法ヲ墨守シ、機械ノ完全新法ノ利ヲ究メ以テ粗製ヲ矯正シ他ノ信用ヲ挽回スルノ便益ヲ知ラス、偶々近來物価非常ノ低落ニ遇ヒ益々愈々困難ヲ極メ、當業者損失相償ハサルヲ以テ在再業務ノ退縮ヲ来シ、一層ノ衰微ヲ顯スニ及ヘリ……而シテ工芸熟練ノ者ヲ他ヨリ聘シテ之ヲ適宜ニ配賦シ以テ教師トナシ、専ラ製造法ヲ研究セシメ各地同等ノ精品ヲ产出スルニ至ラシメハ、忽チ声価ヲ回復シ販路ノ拡張期シテ待ツヘキナリ。然ルトキハ其收益亦当サニ大ニシテ、信濃特有物産ノ名空シカラス」⁵⁹⁾と指摘された。第七「煙草ノ改良増殖ヲ図ル事」では粗製濫造の是正が強調された。

「農商工ニ係ル法律ノ影響及将来法律ヲ要スル情況」では、会社設立ブームがやがて松方デフレの下で終息し、「会社設立ヲ益アルモノト誤想シ、輕拳流行ヲ遂ヒ今日ノ慘状ヲ呈スル僅少ナラス、他日救フ能ハサルノ極ニ至ラシムルモ亦測ルヘカラス。是レ畢竟会社条例ノ設ケナキニ因ルモノナリ」⁶⁰⁾とし、また、粗製濫造に関しては「近年往々團結法ヲ設ケ規約ヲ立ツル者アルカ如クナレトモ、所謂私約ニシテ裁制力ナキカ故ニ、充分其功ヲ奏シ難シ。是畢竟同業組合条例ノ設ケナキニ因ルモノナリ」⁶¹⁾と現状が紹介された。「農家収穫米販売上ノ利害及便否ノ実況」では最後に「長野県下ノ如キ水田寡少ノ土地ニ在テハ、将来専ラ他ノ物産ヲ種植スルコトヲ獎励セハ、漸次方今ノ弊ヲ救拯スルニ至ルヘシ」⁶²⁾と結ばれた。

(d-4) 群馬県

群馬県の当時の人口は63万人ほどであった。第一「蚕糸ノ部」の「製糸」では「製糸ハ品位ノ

モノヲ多量ニ集ムルコト難クシテ、外人ノ冀望ヲ満足セシムルコト能ハス。故ニ自今一群一個所ヲ目途ニ団結ヲナセシムヘク、最モ現今設立スルモノハ之ヲ廃止スル要セス。適宜分社或ハ組合ノ名ヲ命シ、商標ハ唯本社ノミニテ発行スルコトトセハ、販売上大ニ便利ナラン」⁶³⁾と提案し、「養蚕」では「蚕種ノ一定セサル千種万葉ニシテ、製糸ノ品位ヲ一定スルニ障害ヲ与フルコト少カラサルヲ以テ、自今善良ノ種類ヲ擇擇シテ十余種ニ帰セシムヘシ……所在不毛ノ完地ヲ各村公立小学校ニ貸与シ、之ヲ開墾シテ桑樹ヲ栽培セシメ、一ハ校費ヲ補助シ、一ハ養蚕事業ヲ拡張セハ一挙両全ト謂フヘシ。又桑樹栽培ニ付テハ種類ノ改良年度ノ考究、及ヒ肥料ノ鑑別等目下必要ノ事件トス」⁶⁴⁾とされた。第二「織物ノ事」では維新以降の粗製濫造が問題視され、第三「麻ノ事」では「維新已來風俗ノ変遷ニ従ヒ需用品モ亦一変シ、大ニ使用区域ヲ減縮スルヲ以テ価格低落シ、目今ノ景況ニテハ損失相償ハス」⁶⁵⁾と情況が紹介された。

さらに「蚕糸ノ事」では「改良座栗」の改良に要する資金欠乏が問題視された。すなわち、「只目下賞金欠乏シ其全力ヲ振フ能ハサルヲ以テ、此際資金運転ノ道ヲ円滑ナラシムルコト最急ノ多キニ及ヘリ」⁶⁶⁾。必要資金の具体的金額は養蚕、織物についてもふれられた。

(d-5) 栃木県

栃木県の当時の人口は約61万人であった。産業振興の対象として掲げられた業種は、蚕糸、織物（足利織物など）、製麻、煙草、紡績であった。最後の紡績については、「紡績器械場ノ事」で「資金ヲ増加シテ振起スル事」とされた⁶⁷⁾。紡績器械場は「平民野澤泰次郎ノ私設開設ニシテ、其起首明治十三年三月ニ在リ。而シテ其目的タル事専ラ綿糸ヲ产出シ、長岡木綿ノ衰微ヲ挽回シ、以テ洋糸ノ輸入ヲ防カントスルニ在リ」⁶⁸⁾とされ、器械そのものは農商務省工務局から払い下げを受け、同局の技術指導を受けていた。ところが、作業場から出火し、工場建設が頓挫することになる。新たに建設計画を練り直す必要となり、その資金手当てが、当時、大きな問題となっていた。

(d-6) 福島県

福島県の当時の人口は約84万人であった。「福島県勧業上ノ要務中最モ急ヲ要スルモノハ、養蚕、製糸、煙草、産馬、漆器、陶器、築港、開道等トス。就中該県下今日ノ困難ヲ救済スルハ、養蚕、米改良、築港、開道ノ業ヲ拡張シ、其衰微ヲ挽回スルニアリトス」とされた。養蚕については、他の地域と同様に品質向上をどのようにして図るかが課題であったことはいうまでもない。築港開道については、「殖産興業上ニ向テ直接間接トモニ利益ヲ与フルコト勘カラス。該県下磐城国小名濱ノ開港及同所ヨリ新潟港ニ達スル車道開鑿ハ、最モ今日ニ於テ必要ノモノナルヲ以テ、速力ニ其業ニ着手セサルヘカラス」⁶⁹⁾と述べられた。

「勧業上ノ所見」として強調されたのは、「農工商ハ政府十分ニ勧奨保護スルコトナク、之ヲ今日ノ如ク放任シ置クトキハ、進歩ヲ為スヘキ見込ナシ。凡ソ宇内ノ諸国、初メヨリ農工商業ノ盛大ナルモノアラス。普ト云ヒ仏ト云ヒ、今ノ富強ヲ到セルモノハ、政府断然方針ヲ立テ決シテ動搖スルコトナク、専ラ農工商業ノ改良進歩ヲ勧奨保護セシコト歴々徵スヘシ。又英ノ如クキハ全

体自由主義ナレトモ、生産者ヲ保護シ工商業者ヲ勧奨スルニハ、間接ニ直接ニ終始間断ナシト云フ」⁷⁰⁾ 点であり、政府の保護主義が重要視された。さらに、わが国の歴史や外国事例に言及した上で、「農工商ノ勧奨保護ハ國ノ内外古今ヲ問ハス、政府カ國家ヲ維持スルノ要訣ナリ。取り直サス為スヘキノ義務ナリ。又為サスシテ進歩シタル徵証ナシ」⁷¹⁾ とされた。

具体的な産業での勧業上の問題点としては蚕糸について詳細にふれ、結論として「維新以来勧業ニ力ヲ尽セル其事多シト雖モ、十中八九ハ徒勞ニ属シ、其好結果ヲ得サリシ原因数多アリト雖モ、其重ナルモノハ左ノ数件ニアリ」⁷²⁾ としてつぎの4点が挙げられた⁷³⁾。

- ①「地方官ノ更迭ニ拋リ、勧業ノ目的ヲ変更セシコト。勧業主務官僚ノ実地経験ニ乏シク、加フルニ時々更迭ノ為事業ノ障礙ヲ生セシコト。」
- ②「有志ニシテ事業ヲ企テ官ニ保護ヲ請求スルモノ、誠実ノ心ヲ以テセス、或ハ然ラサルモ中途ニシテ障害ニ遭ヒ、之ヲ維持スルノ氣力ヲ失ヒ、或ハ時ノ風潮ニ誘ハレ前後ノ思慮ナク、徒ニ浮利ニ迷ヒシ者ヲ識別セサリシ弊ノアリシコト。」
- ③「農工商ノ保護上ニ超ル法律規則最モ干渉保護ノ民度ニ適セルヨリ人民其主義ノアル所ヲ理會セス、輕躁浮薄ノ働くナスニ至リシコト。」
- ④「勧農勧工ノ事ニ於ケル指定ノ事物ナク、其力薄弱ナルヲ以テ、良夏ヲ奏シ難キ弊アリシコト。」

このあとに、その他の地域でも繰り返し指摘された諸規則廃止にともなう粗製濫造への対応、殖産興業にあたっての資金不足の問題などが指摘された。

(d-7) 宮城県

宮城県の当時の人口は約63万人であった。課題の第一として挙げられたのは「運輸開通ノ事」であった。すなわち、宮城県は「東北七州ノ中央ヲ占メ、道路河川ノ如キ概観上ヨリスレハ、頗ル利便アルニ似タリ雖モ、人事未タ尽ササルモノアリ」⁷⁴⁾ と現状分析された。具体的には鳴瀬川、追川、江合川、白石川、苅田郡の道路改修、野蒜川運河改修、石巻港へのアクセス道路の改修などの必要性が指摘された。当時の道路や河川は降雨に弱く、物資輸送上の大きな障害となっていたことを考慮すると当然すぎるほどの勧業上の重大課題であった。

第二は「蚕糸製糸改良ノ事」であり、具体的には桑園のための原野荒蕪地の開墾、共同桑園、製造方法の改善、組合の設立、商標の導入、輸出振興などが提案された。第三は「米豆改良ノ事」、第四は「產馬ノ改良及繁殖ノ事」、第五は「水産物製法ノ改良及ヒ販路開通ノ事」、第六は「製塩ノ維持改良ノ事」であった。製塩については「宮城県ノ地形タル東南海ニ面シ、沿岸凡ソ四十余里天然魚塩ノ利アリ」⁷⁵⁾ とされ、具体的には「慣法ト洋式ヲ折衷」などが提案された。第七は「製紙ノ維持及改良ノ事」であり、第八は「製藍ノ改良養殖ノ事」、第九は「製麻ノ改良及繁殖ノ事」、第十は「製茶ノ改良及繁殖ノ事」であった。

宮城県に関する「勧業上ノ意向」としては「十分ニ勧奨トヲ加ウルナクンハ、遺憾ナカラ進歩

ノ著シキヲ期スヘキニアラサルナリ」⁷⁶⁾ という前田の主張はここでも繰り返されている。このあとに、「農商工ニ係ル法律ノ影響及将来法律ヲ要スル情況」「農商工金融ノ実況」「農商工ノ事業盛衰ノ実況」についてふれられているが、その概要は他県のところで紹介したので略す。

(d-8) 岩手県

岩手県の当時の人口は約61万人であった。強調された産業振興策は「水陸運輸ノ便ヲ開ク事」「蚕糸ヲ改良スル事」「米穀ノ事」「煙草ノ事」「漆汁ノ事」の5項目であった。水陸運輸や蚕糸については宮城県などで指摘したことと共通する。なお、漆汁については、旧盛岡藩以来の在来産業であったものの、「当時産額ノ八分ハ越前国人ニ買取ラレ、其得ル所ノ漆汁ハ皆本国ニ送リテ越前ノ名ヲ附シ、之ヲ各所ニ販売シ、其利ノ大半ハ皆越前商人ノ占取スルトナル。故ニ之ヲ地方人民ノ業トシ、最良ノ漆汁ヲ採り、直チニ大阪等ニ輸出スルトキハ、該地方ニ其利ヲ残スノミナラス、価格モ亦幾分カ低廉ニ至リ、其販路ヲ諦メ、岩手県下ノ一物産トナルニ至ルヤ疑フヘカラサルナリ」⁷⁷⁾ と指摘された。

(d-9) 秋田県

秋田県の当時の人口は約64万人であった。産業振興の対象は蚕糸、米穀、織物、畜産、水産物であった。これらの産業への「勧業上ノ意向」では、「秋田県農工商ノ実況ヲ見ルニ、起業興産ノ道ヲ講シ稍々民風ノ勧業ニ傾向センハ、僅カニ七八年以来ナルヘシ。而シテ該県ノ如キハ全国東北ノ遠境ヲ占メ、今日尚ホ文物未開ノ欺ヲ免レサルノ地勢ナレハ、仮令民風ノ勧業ニ傾向セント云フモ、之ヲ他ノ普通ノ常度ニ比ス可カラス。民心緩慢ニシテ進取ノ気象ニ欠シキ、所謂幼稚ノ民業ト評セサルヲ得ス」⁷⁸⁾ と困難な情況が紹介された。農工商の別でいえば、このうち商は「県下ノ商業ヲ觀察スルニ、概ネ農利ノ余業ニ属ス。故ニ其数僅少且ツ区域狭隘ニシテ活発ナラサルハ、自然ノ勢ナリシカ、 ··· ···」⁷⁹⁾ と認識されていた。

なお、当時の「農商工金融ノ実況」は「各業ノ景況ハ明治十四年頃ハ漸次旧慣ヲ脱シ、改進ノ進路ニ傾向シ、加之諸物価ノ騰貴スルヨリ金融好景氣ヲ有シ、需用供給其度ヲ得タルモノノ如シ。同十五年以来較々衰微ノ兆候ヲ顯セシカ、其原由ハ種々アルヘシト雖モ、要スルニ米穀其他農産ノ価格頗ルニ下落シ、農民ノ困難極リナク、延テ工商ニ及ホシ、金融梗塞尤モ甚シク、今日ノ実況其廃止スル所ヲ知ラス。此ノ如キ状態ナルヲ以テ、工商ノ各業一層退縮シエ活動スル能ハサルノ状況ナリ」⁸⁰⁾ と分析された。

(d-10) 青森県

青森県の当時の人口は約50万人であった。勧業上の要務とされたのは、米改良、牛馬改良、原野開墾、水産物改良、湿樹栽培、蚕糸改良、製紙、漆器、煙草であった。牛馬の改良については、「輓近民約ニ成リ立タル事業ナレハ、行政官ノ干渉ヲ要ス可カラス等ノ論議起ルヲ以テ、該県三郡ノ共会ニ向テ事務財産等還付セシカ、二三ノ狡猾者愚民ヲ教唆シ、各自分離説ヲ主張スルカ為メ紛議常ニ止マス。是ヲ以テ仮リニ取締規則ヲ設ケタレトモ、今ニシテ之カ檢束法ヲ設ケ、馬籍ヲ

厳正ニシ益々保護ヲ加へ、良種ノ牝牝馬ヲ精撰セスンハ、全国ニ名声ヲ博シタル両馬モ恐クハ忽チ駕馬ト変スヘシ⁸¹⁾と指摘された。蚕糸については、その品質改良だけでなく「其販路ヲ開通スル事」も重要視された。

(d-11) 山形県

山形県の当時の人口は約71万人であった。山形県の産業振興については、蚕糸、織物と米の改良が強調された。蚕糸については、他府県と同様に粗製濫造の弊害の是正に加え、検査所の機能を強化しつつ、販路の開拓が重要視された。織物に関しては、山形県は上杉鷹山以来の米沢織の伝統をもつ地域であり、一層の改良の必要性が指摘された。米についても栽培肥料などの改良に加え、販路開拓なども必要であるとされた。

(e) 北陸道

卷21では福井県、石川県、富山県、新潟県が北陸道として紹介されている。

(e-1) 福井県

福井県の当時の人口は約58万人であった。産業振興については他の地域とさほど変わりがないが、第一に道路が掲げられ、以下、蚕糸、織物、煙草、製茶となっている。これらの業種の振興方向については他県とほぼ同じような指摘がみられる。全体の振興方向もやや他県とも重複するが引用しておこう。

「福井県下農工商ノ事業ハ、十分ノ勧奨保護ヲ為スニアラサレハ、到底将来ニ向フテ進歩ノ見込ナシ。若シ政府ノ勧誘保護ヲ解キ、人民其ノ為ス所ニ放任スルカ如クナレハ、何レノ日カ農工商ニ地歩ヲ進メテ事業ノ興盛ヲ見ルコトヲ得ヘケンヤ。彼ノ製茶ノ如キモ、準則ノ布達ナカラシメハ、従来ノ如ク粗製濫造ヲ防遏スル能ハサルナリ。全ク準則発表ノ効力ニ依リ、改良ノ色ヲ呈シ、海外ノ信用ヲ保タントス。勧業諸般ノ事業皆斯ノ如シ。故ニ曰ク、政府ニ於テ十分ノ勧奨保護アラサンハ、到底将来ニ尚フテ進歩ノ見込ナシト。」⁸²⁾

このあとに、産業振興上のさまざまな問題が取り上げられるが、構成的には他地域の場合とほぼ同じ構成をとっている。すなわち、「農商工金融ノ実況」「農商工ノ事業盛衰ノ実況」「農家収穫米販売上ノ利害及ヒ便否ノ実況」となっている。

(e-2) 石川県

石川県の当時の人口は約74万人であった。概況については「石川県下ノ経済上目下着手スヘキ事業ヲ論述スレハ、土木ナリ、築港ナリ。其起スヘキモノ種々アリト雖モ、或ハ数十年ノ後ニアラサレバ其ノ利益ヲ見ル能ハサルモノアリ、或ハ一時ニ巨万ノ金額ヲ要シ、容易ニ其事業ノ行ハレ難キモナリ。又殖産工芸ノ如キヲ論スルモ、首トシテ鉱業冶金ノ術開ケサルヲ以テ、或ハ採取ノ法モ亦精シカラス。其他日用必需ノ製品ノ如キハ、製額多カラサルノミナラス、品位整一ナラスシテ、価値モ又平均セス、且徒ラニ外面ヲ虚飾シ、却テ経済ノ要ヲ欠ク等ノ弊アリ」⁸³⁾と分析さ

れた。

具体的な蚕業、茶業、陶器、漆器、銅器、牧馬、織物、食塩、魚油蠅が振興対象業種として挙げられた。このうち、魚油蠅は「漁蠅価格ハ年々凡六十万円内外ニ及フ。尤モ魚蠅ノ多寡生魚ノ肥ニ因テ多少ノ増減アリト雖モ、昨年ノ如キハ魚油ヲ製シ得ヘキ凡ソ六七種ノ魚類ノミニテモ、其金額二十万円余ノ多キニ至レル。魚油ノ製造ニシテ盛大ナルニ至ラハ、隨テ漁蠅ヲ製出スヘク、此挙ヤ一ハ水産ノ増獲ヲ謀リ、又其蠅ヲ海外ニ輸出シ、尚ホ搾滓ハ北海道ヨリ年々石川県へ輸入スル鮮肥大価六十万円ノ代用ニナスニ至リ、鴻益尠ンカラサルヘシ」⁸⁴⁾。なお、振興対象業種については、その「一層ノ進歩ヲ促ス為メ要スル資金」として具体的な金額が掲げられているのも他県と同様である。

(e-3) 富山県

富山県の当時の人口は約70万人であった。振興対象として蚕糸、水産物などは北陸他県と同じであるが、金属器、硝石などが掲げられているのは注目される。金属器の現状は「其製品ハ粗物多シト雖モ、価頗ル廉ナルカ故ニ、亦以テ人家日常ノ用ニ供スルニ足レリ、故ヲ以テ京坂、四国、九州ヨリ越後、羽前、羽後、北海道等凡ソ内国諸道輸販セサル処ナシ。然ルニ近来ノ不景気ト俱ニ漸次ニ衰頼シ」⁸⁵⁾と紹介された。硝石は同県五箇山が主産地であり、明治維新をめぐる戦争で興隆した。「今ニシテ其販路ヲ求メ、資金ヲ得テ之ヲ再起セハ、我カ國ノ製品ヲ以テ海陸軍需ノ一部ヲ補フニ足ル可シ」⁸⁶⁾と今後の方向が示唆された。また、社会インフラ整備として飛驒街道の修築、河川の改良、築港の必要が指摘された。

(e-4) 新潟県

新潟県の当時の人口は約159万人と北陸道のみならず、人口からみて日本の有数の県であった。勧業上の急務として掲げられた産業としては米、蚕糸、製茶、織物であった。内容的には、資金不足の解消、組合結成の必要性などが指摘されている。「農商工ニ係ル法律ノ影響及ヒ将来法律ヲ要スル情況」では、「同業者ノ取締法ヲ必用トスルノ点ニ付該県下ノ実況ヲ概陳センニ、絹綿、織物、生糸、漆器等ノ類ニシテ其製品ヲ他方ニ輸出スルモノハ、偽造ノ弊多キガ為メ、數年間ニシテ得タル所ノ信用ト声価ハ一朝ニ墜落シ、統々其業ヲ廢スルモノアリ、同業者取締ヲ急設セサルヘカサル所以ナリ」⁸⁷⁾と報告された。

「農商工金融ノ実況」では、「銀行其他金融会社等ノ実況ヲ観察スルニ、・・・・・社数金額共ニ增加セルハ、融通金ノ増進金ノ増進セルニ似タリ。然レトモ実際ニアリテハ、反対ノ点ニ出テ真ニ驚クヘキノ事情アリ。何トナレハ彼ノ十四、十五ノ両年ハ百貨流通販売稍々活発ナリシカ故ニ、商家ハ勿論生産者資本ノ不足ヲ憂ヒ、隅々余裕アル者ハ生産事業ニ流通セルヲ以テ、彼ノ会社ヲ創設スルニ暇アラス。然ルニ十六年ニアリテハ米価ノ低落ニ伴隨シ、物価下落販路閉塞セルヲ以テ、資金ヲ抱テ無事ニ苦ム。故ニ金融会社ノ増殖ハ世間ノ不景気ヲ徵スル亦諱言ニ非サル可シ」⁸⁸⁾と紹介された。「農商工ノ事業盛衰ノ実況」では農業に関しては「十四、十五両年ハ米価高貴ナル

ヲ以テ、得米ノ内幾分ヲ売却シ、諸税ヲ納ムルニ足ルカ故ニ、民間稍々余裕アリ。殊二十五年ハ米価低下ニ向フ為ニ売惜シメリ。十六年ニ至テハ金融悪シキニ依リ、米価高低ヲ問フニ遑ナク大ニ売急キタリ」、工業に関しては「世間ノ不景氣ニ隨ヒ物価低落セルカ為ニ、年々代金収入高減少セル」⁸⁹⁾、商業に関しては「閉店ノ数三歩以上ノ多キハ営業税規則ノ改正ニ依ル。又十六、十七両年ハ開店其数ヲ減シ、閉店其数ヲ増ス。是不景氣ニ起因セルモノナリ」⁹⁰⁾とされた。

(f) 山陰道

卷22では鳥取県と島根県が山陰道として紹介されている。

(f-1) 鳥取県

鳥取県の当時の人口は約38万人であった。「最急ニ着手セサルヘカラサル」業種は、蚕糸、綿作、木綿織とされた。蚕糸は「困難ニシテ、其産額亦多カラスト雖モ、官内各業ノ中将来ノ希望無限ニシテ、改良ノ効大ニ顯ハルヘク、最モ確実ナル事業ハ製糸是レナリ……商況ノ変替ニ依テ其進路ヲ挫キ、將ニ退歩セントスルモ、之ヲ維持スル資金ニ苦ムノ景況アリ」⁹¹⁾、綿作と綿織物は「困難ナリト雖モ、該県下ノ事業中将来ノ見込充分ニシテ、且確実ナルモノハ製糸ヲ除クノ外事業ニ如クモノアラサルヘシ。而シテ當業者モ稍々経験ニ富ミ、綿作ノ如キハ其組合同志ノ組織モ具備セリト雖モ、資力ノ一点前陳ノ如クナレハ、改良進歩ニ障礙アルモノ少カラストス」⁹²⁾と紹介された。

(f-2) 島根県

島根県の当時の人口は「未詳」とされた。振興対象業種としては養蚕、鉄業、道路、運輸、米、人参、大麻、蠑、銅、水産、製紙、綿が掲げられた。養蚕に関しては、「島根県下ハ原ト養蚕ノ國ニ非ラス」⁹³⁾ということで緒についたばかりであった。鉄はいうまでもなく古来產地の伝統をもつ業種であった。道路や港など運輸については、一層の整備が指摘された。農作物では、人参や大麻の衰微に対する挽回が強調された。

「勧業上ノ意向」では「該県下ハ概ネ在来ノ事ヲ振ハシムルニ利アリトス。其所以タル、固有ノ物産ニシテ、近年萎靡振ハサルモノハ、或ハ從来ノ慣行破レテ品位粗惡ニ流レ、又ハ薄資ニシテ将来維持ノ力ナク、去トテ他ニ資金ヲ要セントスルモ、金融梗塞ニ際シ意ノ如クナラサルモノ比々皆然リ。故ニ同業者規約ヲ以テ粗製濫造ヲ防キ、確実ノ事業ト方正ノ人ヲ撰テ資金ヲ貸与シ、若クハ合資営業ノ道ヲ得ハ、其利益大ニシテ其事ノ成リ易キ、決シテ新事業ヲ起スノ比ニアラサルヘキヲ信スレハナリ。維新以来力ヲ勧業ニ尽スモ概ネ徒勞ニ属セル類多キハ、要スルニ其目的淺薄ニシテ、且方法宜キヲ得セサルト、管理其人ヲ得サルニヨルナリ。農工商ノ保護ハ未タ十分ノ度ニ達セサルナリ。是ヲ以テ其事業ノ将来ニ見込アルモノハ、一層保護獎励スヘキハ目下急務ナリト思惟ス。将タ該県下ニ於テ、政府ノ保護ヲ待タシテ独立獨行進スヘキ民間ノ事業ハ、未タ嘗テ見出ササルナリ」⁹⁴⁾と指摘された。

注

- 1) 大蔵省編纂大内兵衛・土屋喬雄校『明治前期財政経済史料集成』第18巻の2（興業意見・上）、明治文献資料刊行会版、昭和39年。433～434頁。以下、『定本』と略す。
- 2) 同上、814頁。
- 3) 同上、815頁。
- 4) 同上。
- 5) 大蔵省編纂大内兵衛・土屋喬雄校『明治前期財政経済史料集成』第19巻（興業意見・中）、明治文献資料刊行会版、昭和39年、13頁。
- 6) 同上、24頁。
- 7) 同上、36頁。
- 8) 同上、38頁。
- 9) 同上、39～40頁。
- 10) 同上、41頁。
- 11) 同上、41～42頁。
- 12) 同上、42頁。
- 13) 同上、43頁。
- 14) 同上、43～44頁。
- 15) 同上、54頁。
- 16) 同上、66頁。
- 17) 同上、76～77頁。
- 18) 同上、77頁。
- 19) 同上、78頁。
- 20) 同上。
- 21) 同上、80頁。
- 22) 同上。
- 23) 同上、81頁。
- 24) 同上、85頁。
- 25) 同上、105頁。
- 26) 同上、85頁。
- 27) 同上、101頁。
- 28) 同上、106頁。
- 29) 同上。
- 30) 同上。

- 31) 同上。
- 32) 同上、108頁。
- 33) 同上。
- 34) 同上、122～134頁。
- 35) 同上、136頁。
- 36) 同上、146頁。
- 37) 同上、147頁。
- 38) 同上。
- 39) 同上、151頁。
- 40) 同上、156頁。
- 41) 同上、158頁。
- 42) 同上、166頁。
- 43) 同上、170頁。
- 44) 同上、171頁。
- 45) 同上、189頁。
- 46) 同上。
- 47) 同上、192頁。
- 48) 同上、195頁。
- 49) 同上、201～203頁。
- 50) 同上、204頁。
- 51) 同上、207頁。
- 52) 同上、208頁。
- 53) 同上、209頁。
- 54) 同上、210頁。
- 55) 同上、259頁。
- 56) 同上、279頁。
- 57) 同上、280頁。
- 58) 同上、286頁。
- 59) 同上、289頁。
- 60) 同上、310頁。
- 61) 同上。
- 62) 同上、311頁。
- 63) 同上、315頁。

- 64) 同上。
- 65) 同上、315頁。
- 66) 同上、316頁。
- 67) 同上、329頁。
- 68) 同上、331頁。
- 69) 同上、339頁。
- 70) 同上、345頁。
- 71) 同上。
- 72) 同上、356頁。
- 73) 同上。
- 74) 同上、359頁。
- 75) 同上、364頁。
- 76) 同上、381頁。
- 77) 同上、393頁。
- 78) 同上、435頁。
- 79) 同上、437頁。
- 80) 同上、440頁。
- 81) 同上、449頁。
- 82) 大蔵省編纂大内兵衛・土屋喬雄校『明治前期財政經濟史料集成』第20卷（興業意見・下）、明治文獻資料刊行会版、昭和39年、5頁。
- 83) 同上、8頁。
- 84) 同上、15頁。
- 85) 同上、39頁。
- 86) 同上、40頁。
- 87) 同上、58頁。
- 88) 同上。
- 89) 同上、60～61頁。
- 90) 同上、61頁。
- 91) 同上、70頁。
- 92) 同上、71頁。
- 93) 同上、78頁。
- 94) 同上、86頁。